

緊急事態宣言発令中！

昨日、兵庫県への緊急事態宣言の発令期間が3月7日まで延長されました。県内では、新規感染者は減少傾向にありますが、重症病床使用率が50%を超えるなど、まだまだ医療体制は厳しい状況が続いています。

今が大事な時期です。皆様には、いのちと健康を守るため、引き続き次の4つの取組にご理解、ご協力をお願いします。

- 1 営業時間の短縮
(飲食店等は20時までの営業。酒類の提供は19時まで)
- 2 外出自粛
(不要不急の外出自粛)
- 3 出勤抑制
(テレワーク等による「出勤者の7割削減」)
- 4 イベント開催制限
(人数の上限を5,000人、かつ屋内にあっては収容率50%以下に、屋外にあっては人と人との距離を十分に確保)

家庭、施設等へのウイルス持込み防止

家庭での感染が県内感染経路の約5割を占めています。特に若い方々には、**緊急事態宣言下**であることを強く認識していただき、**ウイルスを持ち込まない**よう、次の取組をお願いします。

日中も含めた**不要不急の外出の自粛**を強くお願いします。

不要不急の都道府県間の移動や、**緊急事態宣言対象地域**をはじめリスクのある場所への出入りを**自粛**してください。

家庭内も含め、**大人数での飲食**や**長時間に及ぶ飲食**を控えるとともに、**食事中の会話**を極力控えてください。

毎日の**検温**、**手洗い**、**マスクの着用**など**健康管理**を徹底してください。

発熱、**息苦しさ**、**味覚の異常**など**症状のある場合は**、**出勤**、**通学**等を控えるとともに、**すぐにかかりつけ医**などに**電話**で相談してください。

皆様一人ひとりが「うつらない・うつさない」との強い思いで取り組むことが大切です。医療・福祉従事者はじめ、県民の健康や暮らしを支えている方々などには、心より感謝申し上げます。ともにこの難局を乗り越えましょう。

令和3年2月3日

兵庫県知事 井戸敏三